

		(2) [略]	
[略]			
18 計量法第 19条第1項 の規定に基 づく特定計 量器の定期 検査	[略]	[略]	社団法人計量計 測技術センター (昭和45年12月 15日に社団法人 岩手県計量管理 センターという 名称で設立され た法人をいう。)
[略]			

[略]

別表第6 (第2条関係)

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
30 [略]	[略]		

		(2) [略]	
[略]			
18 計量法第 19条第1項 の規定に基 づく特定計 量器の定期 検査	[略]	[略]	一般社団法人計 量計測技術セン ター
[略]			

[略]

別表第6 (第2条関係)

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
30 [略]	[略]		
30の2 薬事 法第33条第 1項の規定 に基づく医 薬品の配置 販売業者又 はその配置 員に対する 配置販売従 事者の身分	動物用 医薬品 配置販 売従事 者身分 証明書 交付手 数料	7,300円	

		<u>証明書の交 付</u>		
<u>30の2</u> [略]	[略]	<u>30の3 薬事 法第33条第 1項の規定 に基づく医 薬品の配置 販売業者又 はその配置 員に対する 配置販売従 事者の身分 証明書の書 換え交付</u>	動物用 医薬品 配置販 売従事 者身分 証明書 書換え 交付手 数料	<u>2,300円</u>
<u>30の2</u> [略]	[略]	<u>30の4 薬事 法第33条第 1項の規定 に基づく医 薬品の配置 販売業者又 はその配置 員に対する 配置販売従 事者の身分 証明書の再 交付</u>	動物用 医薬品 配置販 売従事 者身分 証明書 再交付 手数料	<u>3,300円</u>
<u>30の2</u> [略]	[略]	<u>30の5</u> [略]	[略]	

30の3	[略]	[略]
30の4	[略]	[略]
30の5	[略]	[略]
30の6	[略]	[略]
[略]		

30の6	[略]	[略]
30の7	[略]	[略]
30の8	[略]	[略]
30の9	[略]	[略]
[略]		

2 別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26の11 介護 保険法第115 条の36第1 項に規定す る調査事務	[略]	[略]	<u>社会福祉法人岩 手県社会福祉協 議会</u> <u>特定非営利活動 法人いわての保 健福祉支援研究 会</u>
27 介護保険 法第115条の 42第1項に 規定する情 報公表事務	[略]	1の介護サービス(知事が 2以上の別に定める介護 サービスに係る介護サー ビス情報の公表を同時に 行う場合は、1の介護サー ビスとみなす。)につき、 <u>10,000円</u>	<u>財団法人岩手県 長寿社会振興財 団(昭和63年5月 20日に財団法人 岩手県長寿社会 振興財団という 名称で設立され た法人をいう。)</u>
[略]			

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26の11 介護 保険法第115 条の36第1 項に規定す る調査事務	[略]	[略]	
27 介護保険 法第115条の 42第1項に 規定する情 報公表事務	[略]	1の介護サービス(知事が 2以上の別に定める介護 サービスに係る介護サー ビス情報の公表を同時に 行う場合は、1の介護サー ビスとみなす。)につき、 <u>7,200円</u>	
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成24年 4 月 1 日から施行する。